

# お見舞金 請求書

富士商工会議所 御中 当事業所は、下記の内容により給付金を請求します。

※太枠内にボールペンではっきりとご記入ください。 ※○枠欄は、該当の項目に○印をつけてください。

請求額 円

1 お見舞金 を選ぶ (1つのみ)	①	事故・病気による <b>初期入院見舞金</b>	( ・1泊2日以上5日未満 ・1人年1回限度 )	【給付額】1口3,000円 ※人間ドック・検査入院は対象外
	②	事故による <b>通院見舞金</b>	( ・5日以上 ・1人年2回限度 )	【給付額】1口5,000円
	③	病気による <b>入院見舞金</b>	( ・5日以上 ・1人年2回限度 )	【給付額】 <b>A</b> 5~19日 : 1口5,000円 <b>B</b> 20日以上 : 1口7,000円

2 傷病者情報 を 記入する	傷病者住所								
	傷病者氏名	発病日または受傷日	年	月	日				
	傷病名	病院名							
	<small>【事故の場合】</small> 被災場所・発生原因								
	入院/通院日数	計	日(回)	(	年	月	日~	年	月

3 請求者情報 を 記入する	契約者	所在地	
		事業所名	
		代表者名	印
		電話番号	
	加入者	フリガナ	
	氏名		

4 提出する 証明書類 を選ぶ	<input type="checkbox"/>	領収書のコピー ( ・入院は期間が確認できるもの ・通院は日数分 )
	<input type="checkbox"/>	診断書のコピー ( 期間が確認できるもの )
	<input type="checkbox"/>	その他 ( )

5 受取方法 を選ぶ	<input type="checkbox"/> 口座振込	銀行・信用金庫 農協・信用組合 その他( )	支店	預金種目
	! 振込手数料は受取人様のご負担となります。	口座番号	口座名義	フリガナ
		<input type="checkbox"/> 普通・総合 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄		

**窓口受取** ! 窓口受取の方は下の領収書を、太枠内へのご記入・ご押印の上、切り離し、受取の際にお持ちください。  
 ※請求した翌週火曜午後以降に受取可能です。(受取時間は、平日8:30~17:15)

事務局処理欄	処理番号	加入者番号	専務理事	理事	事務局長	振興事業部長	振興課長補佐	共済担当	受付 ○
	事業所番号	効力発生口数	印	印	印	印	印	印	
	加入年月日	年 月	支給発生日	年 月					

✂ キリトリ線 ✂

領収書	富士商工会議所 御中	年 月 日	
	金額	円	
	但し 富士商工会議所共済制度の給付金として領収いたしました。		
商工 会 議 所 欄	処理番号	取扱者	所在地
	お見舞金	<input type="checkbox"/> 初期入院 <input type="checkbox"/> 通院 <input type="checkbox"/> 病氣入院A <input type="checkbox"/> 病氣入院B	事業所名
	お祝い金	<input type="checkbox"/> 結婚 <input type="checkbox"/> 銀婚 <input type="checkbox"/> 成人 <input type="checkbox"/> 還暦 <input type="checkbox"/> 出産 <input type="checkbox"/> 小学校入学 <input type="checkbox"/> 中学校入学 <input type="checkbox"/> 中学校卒業	代表者名

# 「New ふじさん共済」富士商工会議所 お見舞金請求について

## 1. お見舞金の給付内容

給付内容	口数				
	5口	4口	3口	2口	1口
事故・病気による 初期入院見舞金 (1泊2日以上5日未満、ただし1人年1回限度)	一律に 15,000円	一律に 12,000円	一律に 9,000円	一律に 6,000円	一律に 3,000円
事故通院見舞金 (5日以上、ただし1人年2回限度)	一律に 25,000円	一律に 20,000円	一律に 15,000円	一律に 10,000円	一律に 5,000円
病気入院見舞金	5～19日	一律に 25,000円	一律に 20,000円	一律に 15,000円	一律に 10,000円
	20日以上	一律に 35,000円	一律に 28,000円	一律に 21,000円	一律に 14,000円

## 2. 請求に関する注意事項

- ・本請求書1枚で、加入者様1名1件のお見舞金の請求ができます。
- ・支払事故防止のため、お見舞金をお届けすることは致しません。
- ・原則として当該事由発生日より3年以内に請求された場合に支給致します。

## 3. 窓口での受取を希望する方へ

- ・給付金は請求した翌週の火曜日の午後以降に富士商工会議所振興課窓口にて受け取れます。
- ・受取時には領収書（押印のあるもの）または印鑑をお持ちください。
- ・当所では請求された方に対し受取日時等に関するご連絡は行っていません。予めご了承ください。

## 4. 証明書類について（参考例）

お見舞金の請求には、証明のためにご提出いただく書類があります。以下をご参考ください。

番号	添付していただく証明書類	補足
①	診断書のコピー	入院は入院期間、通院は通院日数が確認できるもの
②	領収書のコピー	入院は入院期間が確認できるもの。通院は日数分
③	その他	上記の他に証明できるもの

## 【お問合せ先】

富士商工会議所 振興事業部 振興課 共済係（〒417-8632 静岡県富士市瓜島町8番地）  
TEL: 0545-52-0995 FAX: 0545-52-9796

## 【お知らせ】

富士商工会議所生命共済制度「Newふじさん共済」は、アクサ生命保険㈱を引受保険会社とする「入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約付福祉団体定期保険」並びに富士商工会議所が独自に実施する「お祝い金・お見舞金制度」で構成されています。

つきましては、「Newふじさん共済」給付金請求受付の一環として、団体定期保険引受保険会社であるアクサ生命保険㈱の社員が富士商工会議所に対する「お祝い金・お見舞金制度」請求の取次ぎをさせていただきます。

（ 入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約付福祉団体定期保険引受保険会社：アクサ生命保険㈱ ）  
【お問合せ先】アクサ生命保険㈱ 静岡支社 富士営業所 TEL: 0545-51-4661